

東彼杵町条例第15号

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月16日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

東彼杵町議会委員会条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務厚生常任委員会 <u>8人</u></p> <p>総務厚生常任委員会は、総務課、税財政課、会計課、町民課、<u>長寿ほけん課、こども健康課</u>、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会に属さない事項</p> <p>(2) 産業建設文教常任委員会 <u>7人</u></p> <p>(略)</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>6人</u>とする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務厚生常任委員会 <u>6人</u></p> <p>総務厚生常任委員会は、総務課、税財政課、会計課、町民課、<u>健康ほけん課</u>、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会に属さない事項</p> <p>(2) 産業建設文教常任委員会 <u>5人</u></p> <p>(略)</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>7人</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第2号、第4条の2第2項並びに第6条第2項に規定する委員の定数については、次の一般選挙から適用する。